

(事務連絡)
日銀業第287号
2019年4月3日

国債振替決済制度参加者
個人向け国債に関する事務等の
単独間接参加者(募集)取扱機関
御中

日本銀行業務局

改元に伴う事務処理対応等に関する件

今般、2019年5月1日に元号が改められること(以下「改元」といいます)が予定されていることを受けて、改元に伴う事務処理対応等について別紙1および2のとおりお知らせします。

—— 別紙1においては日本銀行(業務局・支店業務課)との諸取引等における共通的な取扱いを、別紙2においては日本銀行に提出する書類における日付の記載方法に関する取扱いを記載しています。

なお、今後本対応とは異なる対応を採る必要が生じた場合には、速やかにご連絡致します。

<本件に関する照会先>

【別紙1に関する照会先】

業務局総務課総合企画グループ 03-3279-1111 (代表)
麻生(内線6132)、川口(内線6075)、杉江(内線6016)

【別紙2に関する照会先】

業務局総務課営業・国債業務企画グループ 03-3279-1111 (代表)
猪俣(内線6181)、上山(内線6073)

以 上

共通的な取扱いについて

1. 「平成」の刷込みのある用紙に関する取扱い

(1) 日本銀行が交付する用紙の取扱い

イ. 金融機関等または官庁が使用する書類の原紙を日本銀行が交付する場合の取扱い

金融機関等または官庁が使用する日銀小切手、政府預金小切手等の用紙については、「令和」の刷込みのあるものの準備が整うまでの間、「平成」の刷込みのあるものをそのまま交付する場合がありますので、ご承知おきください。

このため、「平成」の刷込みのある日銀小切手等を使用する場合には、(2)のとおり訂正のうえ利用してください。一方、官庁が使用するもの（政府預金小切手用紙、国庫金振替書用紙等の「店印等および重要用紙類取扱要領」に定める重要用紙類）については、官庁が訂正を行いますので、官庁から用紙類の交付請求を受けた場合には、そのまま交付してください。

ロ. 日本銀行が作成した書類を交付する場合の取扱い

日本銀行が作成し、交付する書類につき「平成」の刷込みのある用紙を使用する場合には、原則として「平成」を2条の横線で抹消し、「令和」をその上部に記載したうえで交付する扱いとします。ただし、交付する書類が大量に及ぶ等の要因により当該訂正が困難なときは、日付の特定に疑義のない範囲でそのまま交付することもあり得ますので、ご承知おきください。

(2) 日本銀行が受け付ける書類につき「平成」の刷込みのある用紙を使用する場合の取扱い

日本銀行が受け付ける書類^(注1)につき「平成」の刷込みのある用紙を使用する場合には、「平成」を2条の横線で抹消し、「令和」をその上部に記載してください^(注2)。この場合、訂正印は不要です。

(注1) 日本銀行に直接提出する書類のほか、日銀小切手等、転々流通したうゑ、最終的に日本銀行が受け付けるものを含みます。

(注2) 訂正方法等の具体例については、(参考) をご参照ください。

2. 規程改正関係

(1) 改正内容および改正後の取扱い

イ. 「平成」の記載がある書式

規程の書式上の「平成」の記載については、法令等において和暦による旨の定めがなく、和暦または西暦のいずれを用いても問題がないものについては、原則として削る改正を行う予定ですが、実務上は引き続き元号を記載することとして問題ありません。

なお、法令等で定められている書式については、法令等の改正内容に応じた改正を行うため、「平成」を「令和」に改めることもあり得ます。

ロ. 書類の記載例およびシステムの入出力例

規程の記載例・入出力例上の「平成」による日付(例:平成28年4月15日)の記載については、例示として誤りではないため改正を行わないものもありますので、ご注意ください。

なお、ご如才なきことながら、改元後に作成し、または提出される書類に和暦で記載される日付については、規程中に特別な定めがある場合および経過・移行措置として別の定めがある場合を除き、「令和」による日付(例:令和2年4月15日)となりますので、申し添えます。

(2) 規程改正通知の発出時期

改元に伴う規程改正に関する通知については、4月中に発出する予定です。

ただし、法令等で定められている書式の改正については、当該法令等の改正時期によっては、5月以降になる場合もあり得ますので、ご承知おきください。

(参考)

日本銀行が受け付ける書類における元号の訂正方法等の具体例

- 元号の訂正を行う場合には、次の①から③までの方法により訂正してください（訂正印は不要です）。

なお、システム対応が間に合わない等の事情により「平成」の使用を継続する場合であっても、④の例のように日付の特定が可能なときは、日本銀行ではそのまま受け付けます。

- ① 令和
~~平成~~ 元年^{*} 5 月 7 日

※ 「1年」でも問題ありません。以下同じです。

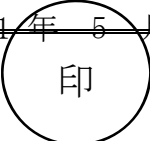
- ② 令和 元年
~~平成 31年~~ 5 月 7 日

- ③ 令和 元年 5 月 7 日
~~平成 元年 5 月 7 日~~

- ④ 平成 31 年 5 月 7 日

(参考)

- 次の⑤の例のように、元号のみならず日付の訂正も行っている場合には、通常どおり、訂正印が必要となりますので、届出済の印章（小切手の場合には振出印）または届出済サインを使用してください。なお、従来から取引先用事務手引等で金融機関等名入りの訂正印または取扱者もしくは使用者のスタンプの利用が認められている場合には、これらの印・スタンプによる訂正でも可とします。

- ⑤ 令和 元年 6 月 10 日
~~平成 31年 5 月 7 日~~
- 

日本銀行に提出する書類における日付の記載方法について

1. 参加者における取扱い

- 国債振替決済関係事務（個人向け国債に関する事務および国債の募集の取扱いに関する事務を含みます）において、参加者が日本銀行に提出する書類に記載する日付^(注)の年については、記載欄に 2 桁の枠の刷込みがあるもの（例：国債振替決済新規記録顧客口座一覧の発行日の年欄）を除き、改元の前後を問わず、西暦により記載することとして差支えありません（この場合、西暦は 4 桁で表示してください）。

(注) 年月日のほか、年月のみ、年のみも含みます。

2. 単独間接参加者（募集）取扱機関における取扱い

- 個人向け国債に関する事務および国債の募集の取扱いに関する事務において、単独間接参加者（募集）取扱機関が日本銀行に提出する書類に記載する日付の年については、記載欄に 2 桁の枠の刷込みがあるもの（例：国債応募金額報告書の発行日の年欄）を除き、改元の前後を問わず、西暦により記載することとして差支えありません（この場合、西暦は 4 桁で表示してください）。